

岐阜県公報

第 二 千 百 十 八 号
平 成 二 十 二 年 一 月 二 十 九 日

(金 曜 日)

目 次

規 則

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

(都 市 政 策 課) 六三^六

告 示

土地収用法に基づく事業の認定

(用 地 課) 六四

道路の区域変更

(道 路 維 持 課) 六四

道路の供用開始

(同) 六五

道路の区域決定

(同) 六五

急傾斜地崩壊危険区域の指定

(砂 防 課) 六六

岐阜県屋外広告物条例による地域、場所及び物件の指定に関する告示の一部改正

(都 市 政 策 課) 六七

指定構造計算適合性判定機関からの変更の届出

(建 築 指 導 課) 六七

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

(環 境 生 活 政 策 課) 六八

落札者等に関する公示

(医 療 整 備 課) 六八

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

(商 業 流 通 課) 六八

土地改良事業の工事の完了

(農 地 計 画 課) 六九

基本測量の終了

(用 地 課) 六九

規 則

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平 成 二 十 二 年 一 月 二 十 九 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

岐阜県規則第四号

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

岐阜県屋外広告物条例の一部を改正する条例(平成二十二年岐阜県条例第七十三号)の施行期日は、平成二十二年四月一日とする。

告 示

岐阜県告示第三十三号

土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。)第二十條の規定により事業の認定をしたので、法第二十六條第一項の規定により次のとおり告示する。

平 成 二 十 二 年 一 月 二 十 九 日

岐 阜 県 知 事 古 田 肇

一 起業者の名称

本 巢 市

二 事業の種類

本県市金原・鍋原地区農業集落排水処理施設整備事業及びこれに伴う附帯事業（以下「本件事業」という。）

三 起業地

1 収用の部分

岐阜県本県市佐原字牧地内

2 使用の部分

なし

四 事業の認定をした理由

1 法第二十条第一号の要件への適合性について

本件事業は、法第三十一条及び第三十五号に該当するため、法第二十条第一号に規定する要件を充足するものと判断される。

2 法第二十条第二号の要件への適合性について

本件事業の起業者である本県市は、既に財源措置を講じており、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有していることから、法第二十条第二号に規定する要件を充足するものと判断される。

3 法第二十条第三号の要件への適合性について

本件事業は、本県市金原・鍋原地区（以下「本地区」という。）に農業集落排水処理施設（以下「本施設」という。）及び進入路を整備し、し尿及び生活雑排水の浄化処理を行うことにより、農業用排水及び公共用水域の水質を保全することを目的としたものである。

本地区では、近年の生活様式の高度化により生活雑排水が増大しており、また、排出成分も悪化している。これらの汚水が未処理のまま集落内の水路へ流入しているため、農業用排水及び公共用水域の水質汚濁が進行し、農作物の生育阻害や品質低下等の農業経営上の問題及び悪臭や害虫の発生等の生活環境上の問題を引き起こしている。

本施設が整備されることにより、本地区の農業用排水及び公共用水域の水質保全が可能になり、農業経営上及び生活環境上の問題が改善され、良好な農村生活環境の構築に資することが期待されることから、本件事業の計画の妥当性と事業の効果とを考慮すると、本件事業の施行により得られる公共の利益は大きいと考えられる。他方、本件事業の起業地（以下「本件起業地」という。）に周知の埋蔵文化財

や希少な動植物の存在は確認されておらず、また騒音等環境に及ぼす影響は認められないため、失われる利益は小さいと考えられる。

また、本件起業地は、社会的条件、地理的条件及び経済的条件をもとにして選定した三案を比較検討した結果、これらの条件を満たすものとして選定されたものである。

さらに、本件事業はし尿及び生活雑排水の浄化処理施設並びに進入路の整備のために必要な最低限の土地を計画的に整備するものであり、本件起業地は、必要最小限の範囲と認められる。

以上のことから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第二十条第三号に規定する要件を充足するものと判断される。

4 法第二十条第四号の要件への適合性について

本件事業により、農業用排水及び公共用水域の水質が保全され、農業経営及び生活環境の向上が期待されることに加え、水質改善について住民の要望も高いことから早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用する公益上の必要があるものと認められるため、法第二十条第四号に規定する要件を充足するものと判断される。

5 結論

1 から4までに述べたとおり、本件事業は、法第二十条各号に掲げる要件を充足するものと判断される。よって、本件事業については、同条の規定による事業の認定をするものである。

五 法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

本県市役所系貫分庁舎下水道課

岐阜県告示第三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年一月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

県道		福白		岡川線		道の種類
						路線名
						区
						間
						別前変区 後更域
						敷地の幅
						延長
						備考
加茂郡白川町黒川字下ノ 平三五四九番五地先から	同 郡同 町同 字小畑 三二九四番四地先まで	加茂郡白川町黒川字下ノ 平三五四九番五地先から	同 郡同 町同 字小畑 三二九四番四地先まで	加茂郡白川町黒川字永畑 三四三三番地先から	同 郡同 町同 字小畑 三二九四番四地先まで	後 前
二〇・八 六・五	三〇・〇 二六・〇	三〇・〇 二四・五	二〇・〇 一四・五	九・五 〇	一・五 九・〇	一〇三・〇 一〇三・〇
一、四三・〇						

岐阜県告示第三十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年一月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県可茂土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	敷地の幅	延長	備考
七	中野方線 宗線	加茂郡八百津町福地字下落合 九七〇番九地先から	同 郡同 町同 字蔵橋二 九番三七地先まで	二五〇・〇	平成 三・一・二五	平成 三〇・二・一九
						決定区域の又はの考 変更年月日は 告示の日

岐阜県告示第三十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のように決定したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年一月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	敷地の幅	延長	備考
七	土岐南多 治見イン ター線	土岐市下石町字西山三〇四番八 四六地先地内		二四〇・〇 五・八	三七・六	

岐阜県告示第三十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年一月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路

維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の変更又は 決定年月日 の告示は ほかに)
土岐南多 治見イン ター線				土岐市下石町字西山三〇四番 八四六地先地内	三七・六	平成 三三・一・二九	平成 三三・一・二九

岐阜県告示第三十八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年一月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県多治見土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

県道	道の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の変更又は 決定年月日 の告示は ほかに)
土岐南多 治見イン ター線				土岐市下石町字西山三〇四番 八四六地先から 同 市同 町字同 三〇五番 二 三 地先まで	一四四・二	平成 三三・一・二九	平成 三三・一・二九

岐阜県告示第三十九号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次の道路の区域を次のように変更したので告示する。

なお、その関係図面は、平成二十二年一月二十九日から二週間岐阜県土木整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

道の種類	路線名	区	間	区域 変更 前後 別	敷地の幅 員	延長 (メートル)	備考
県道	上名 切張線		高山市下切町二八番一 地先から 同 市中切町五五七番一 地先まで	前 A 後 B	四・五 三・五 三・四 二・五 三・四 二・五	三三〇・〇 四八〇・〇 四八〇・〇	A及びBに係る表示 の図面は、 地上の表示 を以てする 区分をい

岐阜県告示第四十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区	域
大通	次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及	

び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。）
瑞浪市土岐町字大通

六一八四番九	一号及び七号
六一〇九番一	二号
六一二二番三	三号
六一三三番	四号
六一三三番一	五号
六一八四番三	六号
六一八四番九地先河川敷	八号

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県県土整備部砂防課 多治見土木事務所及び瑞浪市役所に備え置いて縦覧に供する。）

岐阜県告示第四十一号

岐阜県屋外広告物条例による地域、場所及び物件の指定に関する告示（昭和五十四年岐阜県告示第二百二十四号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

第一号1の表中

長蔵寺 鹿苑寺地蔵堂 小坂家住宅 武並神社本殿	美濃市上野 同 市立花 同 市 恵那市大井町	長蔵寺境内地の全域 指定建造物の周囲から五十メートル以内の区域
----------------------------------	---------------------------------	------------------------------------

一トトル以内の区域

を 武並神社本殿 恵那市大井町 指定建造物の周囲から

五十メートル以内の区域に改める。

別表一の表の表以外の部分中「各務原市域内」を「美濃市域内、各務原市域内」に改め、同表6の項中「美濃市地内の県道美濃洞戸線との交点」を「美濃市・郡上市境」に改める。
別表二の表の表以外の部分中「各務原市域内」を「美濃市域内、各務原市域内」に改め、同表7の項を次のように改める。

7 長良川 鉄道 越美南 線	美濃加茂 市地内の 美濃太田 駅 美濃市・ 郡上市境	関市・美 濃市境 郡上市地 内の北濃 駅	上記区間の路線 の両側千メートル以内の区域 上記区間の路線 の両側千メートル以内の区域
----------------------------	---	----------------------------------	--

岐阜県告示第四十二号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の三十五の五第二項の規定により指定構造計算適合性判定機関から変更の届出があつたので、同条第三項の規定により次のとおり告示する。

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 届出のあつた指定構造計算適合性判定機関の名称
財団法人日本建築総合試験所
- 二 変更しようとする事項
構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地
（変更前） 大阪市中央区谷町二丁目三番一―二号
（変更後） 大阪市中央区内本町二丁目四番七号
- 三 変更しようとする年月日
平成二十二年二月十五日

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年一月七日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人みんなの花フェス
- 三 代表者の氏名 林 雄治
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児市瀬田一五八四番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、市民参加型公園活動を通して、バラ、園芸植物に関する研究及び花飾りについての提案、実践、情報発信に関する事業を行い、園芸文化の発展及び心の安らぎを与える環境づくりに寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十二年一月八日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人地域ICT研究開発事業共同体
- 三 代表者の氏名 三島 一貴
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県関市小屋名一四三番地二
- 五 定款に記載された目的 この法人は、全ての住民に対して地域の経済活性化や安全安心のまちづくりに関する事業を行い、地域の産官

学民が連携し、先端の情報通信技術（ICT）の研究開発と地域サービスを通して、心豊かな生きがいのある、安全で安心して暮らせる地域づくりに寄与することを目的とする。

落札者等に関する公示

岐阜県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成七年岐阜県規則第百二十号）第十一条の規定により、次のとおり落札者等について公示する。

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

- 1 標榜物品の名称及び予定数量 ■平成21年度岐阜県立多治見病院第4四半期分ボイラ一用燃料 ■■油 JIS1種1号 約400kg
- 2 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 3 入札公告を行った日 平成21年1月21日
- 4 契約の相手方を決定した日 平成21年12月18日
- 5 契約の相手方の住所及び氏名 多治見市本町5丁目35番地 大枝産業株式会社 代表取締役 大下忠夫
- 6 契約に係る価額 53,445円/kL
- 7 契約に関する事務を担当する部門の名称及び所在地 (1) 部門の名称 岐阜県立多治見病院事務局総務課設備担当 (2) 所在地 多治見市前畑町5丁目161番地

大規模小売店舗立地法による意見書に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び同条第二項の規定により意見書の提出があったので、同条第三項の規定により概要を公示する。なお、その意見書は平成二十二年一月二十九日から一月間岐阜県商工労働部商業流通課において縦覧に供する。

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 建物の名称及び所在地

(仮称) ケーズデンキ本巣パワフル館

本巣市小柿一―三番地一 外

二 意見の概要

本巣市長の意見

・ 県道二三号を利用する南進車両の交通安全・渋滞の対策を示すこと。

(届出事項 新設)

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
県営中山間地域農村活性化総合整備事業	南飛騨萩原地区宮田工区	平成二〇・三・二六

土地改良事業の工事の完了

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公示する。

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

事業の種類	施行に係る地区名	工事完了年月日
-------	----------	---------

県営中山間地域農村活性化総合整備事業

宮川地区(農業用排水施設整備)	平成二・七・三一
宮川地区(農道整備)	平成二・九・三〇
宮川地区(農地防災)	平成二・四・二〇

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(成果不整合地域における基準点改測作業)

三 作業期間

平成二十一年七月二十九日から
同二十一年十一月三十日まで

四 作業地域

加茂郡東白川村

基本測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第二項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

平成二十二年一月二十九日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量 (国土調査に伴う基準点測量作業)

三 作業期間

平成二十一年七月二十九日から

同 年十二月二十八日まで

四 作業地域

下呂市

平成二十二年一月二十九日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりんとびあ十三一
岐阜文芸社